

# 日本学生観光連盟規約

## 第 1 章 総則

### 第 1 条（名称および所在地）

本連盟は、日本学生観光連盟と称し、事務局を顧問の研究室内に置く。住所は第 6 章附則第 29 条に記す。

### 第 2 条（目的）

本連盟は、観光を学ぶ学生同士がネットワークを構築し、実社会の観光場面で学習活動並びに社会貢献を行うことを通して、観光の新たな可能性を求めることを目的とする。

### 第 3 条（事業）

本連盟は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 観光地におけるフィールドワーク
- (2) 観光事業関係者による講演会・意見交換会
- (3) 観光による社会貢献並びに会員の観光学習に資する諸活動
- (4) 会員の親睦の為に必要な活動
- (5) 本会の活動成果の公開並びに学生による観光ネットワーク構築のためのウェブサイト開設とその維持管理

## 第 2 章 会 員

### 第 4 条（会員の種別）

本連盟の会員の種別は、次の通りとする。入会手続き等については第 5 章入会手続き及び運営に定める。なお、本規約における「学生」とは、大学生・大学院生・短期大学 生・専門学校生と定義する。

#### (1) 団体登録会員

本連盟の目的に賛同し、各学校で観光学習や観光関連活動を行う団体及び観光活動に興味のある団体に属する学生。

#### (2) 個人会員

本連盟の目的に賛同し、観光学習及び観光活動を希望する学生。

### 第 5 条（資格の期限）

本連盟会員資格の期限は、入会日または資格の継続日から毎年 3 月 31 日までとする。

#### 第 6 条（資格の継続）

毎年 5 月 31 日までにその年度の団体登録名簿・個人会員名簿が提出された場合、前年度からの会員は、その資格を継続される。新年度開始から 5 月 31 日までの間は、その期間において、第 2 章会員第 7 条の各号に該当しない前年度の会員を、暫定的に会員とする。

#### 第 7 条（資格の喪失）

会員は次の各号に該当した場合、その会員たる資格を失う。

- (1) 在学中の学校を卒業、または退学した場合。
- (2) 団体登録名簿・個人会員名簿から名前が削除された場合。
- (3) 死亡した場合。
- (4) 5 月 31 日までにその年度の団体登録名簿・個人会員名簿が提出されない場合。
- (5) 本規約第 24 条に定める年会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入されない場合。

#### 第 8 条（代議員）

各学校に属する団体は、その代表者として、代議員を 1 名選出するものとする。学内に複数の団体がある場合は、原則として、調整を行い、1 名を選出する。また、執行部役員からの推挙をうけ、代議員会において承認された個人会員は、代議員となることができる。代議員の交代は、代議員が代議員会にて申告し、承認を受ける。

##### (1) 権利

代議員は、代議員会で発言権を有し、議決権を持つものとする。代議員会に本来の代議員が出席できない場合は、同学校の同じ登録団体の会員を代理として立てる事を要する。但し、やむを得ない理由により代理人を立てることができない場合は、委任状を提出し代議員会に審議を委ねる。

##### (2) 代議員の職務

代議員は学観連執行部と本連盟登録団体との連絡を担当する。また、執行部の運営及び本連盟の活動方針に対し、登録団体学校を代表して意見を述べる。

##### (3) 代議員代理の職務

代議員が代理の場合の職務は、登録団体学校としての代議員会での発言権と代議員への審議事項の報告のみとする。議決権は失効する。なお、発言はその登録団体学校としての発言と同様の責任を有する。

### 第 3 章 執行部

#### 第 9 条 (役員)

本連盟に会員から 13 名～19 名の役員をおく。役員は、本連盟の運営の役割を担う。次年度役員は、立候補者から、代議員会においてその時点の役員・代議員の投票により選出される。役員の名役職とその人数は次の通りである。

代表	1 名
副代	2 名
表会	1 名
計	
総務	3～5 名
広報	3～5 名
渉外	3～5 名

- (1) 次年度の代表は、代議員会において選出された次年度役員から、代議員会においてその時点の役員・代議員及び次年度役員の投票により内定する。
- (2) 次年度副代表・会計・総務・広報・渉外の内定は、代議員会によって選出された次年度役員の協議により決定する。
- (3) 各役職に内定した次年度役員は総会において過半数の賛成により承認される。
- (4) 代表と副代表が同一学校の学生であることは認めない。
- (5) 副代表 2 名が同一学校の学生であることは認めない。
- (6) 総務・広報・渉外は、同一役職内に同一学校の学生は 2 名以下でなければならない。
- (7) 団体登録会員が次年度役員に立候補する際は、登録団体の推薦を要する。
- (8) 個人会員が次年度役員に立候補する際は、その時点の役員もしくは代議員の推薦を要する。
- (9) 役員と代議員の兼務は認めない。但し、同一学校内の本連盟会員が全員役員である場合、この限りでない。
- (10) 各プロジェクトは担当役員が運営を進める上で、運営側の人数が不足していると判断した場合、「運営委員」を募集することができる。運営委員は会員の中から興味のある学生を適当数募集する。募集期間は、基本的に入会期間と同時期とするが、必要だと判断した場合は、随時募集することができる。原則として、運営委員は担当役員をサポートする役割とし、担当役員は運営委員にプロジェクト実施に関する職務を一任しないものとする。
- (11) 任期(準備期間を含む)期間に役員が自分の職責を果たさず著しく仕事を疎かにし、再三の注意にも関わらず改善されない場合は、役員を退任させることができる。ただし退任については、現職役員・評議員・顧問の十分な検討を経て決定する。

※著しいとは、役員会等の参加率が低い、報告書作成や役員としての仕事を行わないなど。

※その他詳しくは、当連盟ホームページからご確認ください

い。学観連 (JSTA) - 日本学生観光連盟 :  
<http://www.gakukanren.com/>

## 第 10 条（評議員）

本連盟に、任期を終えた前年度役員から若干名の評議員をおく。評議員は、前執行部評議員の推薦を受けた役員から選出し、役員・新役員の賛成をもって承認とする。

### (1) 権利

評議員は、執行部役員の要請に基づき、代議員会及び役員会に出席し、発言権を有する。但し、議決権は有しない。

### (2) 評議員の職務

評議員は、前年度の経験に基づき、執行部の運営に対し助言する。執行部運営の監査役として、会計の運営費用管理状況等に不正がないか監査する。本連盟の役員改選の際に、選挙の運営を行う。

## 第 11 条（任期）

代表、副代表、会計、総務、広報、渉外、評議員の任期は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

## 第 12 条（代表の職務）

代表は連盟を統括し、かつ代表する。

## 第 13 条（副代表の職務）

副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときはこれに代わる。

## 第 14 条（会計の職務）

会計は、本連盟の運営費用を管理する。

## 第 15 条（総務の職務）

総務は、本連盟内部の管理や問い合わせに応じる。

## 第 16 条（広報の職務）

広報は、ウェブサイトやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を通し、本連盟の広報活動を行う。

## 第 17 条（渉外の職務）

本連盟外部の団体・企業との連絡、打ち合わせを行う。また、各登録団体学校を訪問し、本連盟会員に対して活動の周知を行う。

## 第 18 条（役員・評議員の辞任）

役員・評議員が辞任を申し出た際は、代議員会により審議を要する。役員・代議員の過半数の賛成をもって役員の辞任を認める。なお、辞任で生じた欠員に対しては、原則として

補充しない。但し、各役職の学生が 0 名となった場合はこの限りでない。

## 第 4 章 総会

### 第 19 条（召集）

代表は必要と認めたときに随時、総会を召集することができる。その通知は会期の 10 日前までに行われることを要する。但し、緊急を要する場合は、この限りではない。

### 第 20 条（総会）

代表は、総会に下記の案件を提出し、総会はこれを審議することができる。

- (1) 本連盟規約の変更
- (2) 役員を選出および変更
- (3) 事業計画案
- (4) 事業報告および予算案・決算の承認

### 第 21 条（総会の成立・議決）

総会は、会員 1 名以上の出席をもって成立し、総会の議決は出席者の過半数の賛成をもって成立するものとする。

## 第5章 入会手続き及び運営

### 第22条（入会手続き）

本連盟への入会は、団体登録名簿・個人会員名簿の提出と年会費の支払いをもって認められる。入会は、各学校にて観光を学ぶ学生による団体登録を原則とする。この団体とは、広い意味で観光の学習活動等を行う2名以上の会員を有する組織である。その場合、原則として顧問の教員をたてるものとする。これら団体に所属せずに入会を希望する者は、本役員会の承認を経て、個人会員として入会することができる。

### 第23条（財源）

本連盟の事業に要する資金は、会員の支払う年会費及び当事業支援の活動資金等をもってこれに充てる。

### 第24条（年会費）

会員は、入会時及び会員資格の継続時に年会費を支払う。金額は1人500円とする。但し、考慮すべき事由により徴収が困難とみなされた場合、第4章に基づき総会を招集する。総会にて承認された場合、この限りではない。

### 第25条（会計）

本連盟の運営費用は会計が管理し、評議員がこれを監査する。

### 第26条（会計年度）

本連盟の会計年度は1年間とし、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

### 第27条（臨時支出）

予算外の緊急を要する支出のあるときは、執行部の決議により臨時支出することができる。但し、次の総会において報告の上事後承諾を得ることを要する。



## 第 6 章 附則

### 第 28 条（顧問）

本連盟は学生による団体のため、その世話人として若干名の顧問を置く。顧問については、団体登録顧問の中から、執行部役員が委嘱する。顧問は、執行部役員及び本会活動への指導助言を行う。なお、顧問の任期は特に定めない。主たる職務の定年を迎えた顧問は、執行部役員の委嘱に対し、任意により名誉顧問として、学生へのサポートを継続することができる。任期は 3 年とするがその限りでない。

### 第 29 条（事務局）

事務局は、本連盟の指定する場所とする。令和 4 年 4 月 1 日現在下記のとおり。  
〒411-8555 静岡県三島市文教町 2 丁目 31 番 145 号  
日本大学 国際関係学部 宍戸学研究室内 日本学生観光連盟本部

### 第 30 条（会員間の連絡）

会員間の連絡は原則として E メールまたはウェブサイト上にて行う。

### 第 31 条（規約の変更）

本規約は、総会の決議をもって変更することができるものとする。

### 第 32 条（設立日）

本連盟の設立日は平成 21 年 6 月 20 日とする。

### 第 33 条（施行）

- (1) 本規約は平成 21 年 6 月 20 日より実施する。
- (2) 平成 22 年 3 月 6 日より一部を改正し実施する。
- (3) 平成 23 年 3 月 5 日より一部を改正し実施する。
- (4) 平成 23 年 11 月 26 日より一部を改正し実施する。
- (5) 平成 24 年 3 月 3 日より一部を改正し実施する。
- (6) 平成 24 年 11 月 24 日より一部を改正し実施する。
- (7) 平成 27 年 4 月 1 日より一部を改正し実施する。
- (8) 平成 29 年 4 月 1 日より一部を改正し実施する。
- (9) 平成 30 年 4 月 1 日より一部を改正し実施する。
- (10) 平成 31 年 4 月 1 日より一部を改正し実施する。
- (11) 令和 3 年 4 月 1 日より一部を改正し実施する。
- (12) 令和 4 年 4 月 1 日より一部を改正し実施する。

